

霧島市条例第79号

令和4年12月26日

霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

#### 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長が特別に認めるもののほか、霧島市国分、霧島市隼人町、霧島市福山町、霧島市霧島及び霧島市溝辺町の区域で排出される廃棄物」を「本市内で排出されるもの」に改め、同条ただし書きを次のように改める。

ただし、市長が特別に認めるものについてはこの限りでない。

第7条第2項第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 清掃センターで処理できないものが混入しているとき。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。